

農業改良資金制度の運用について

平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知

平成21年4月1日付け20経営第5376号農林水産省経営局長通知 最終改正

第1 貸付資格の認定等に当たっての留意すべき事項

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知、以下「基本要綱」という。）第2の2の経営局長が別に定める留意すべき事項については、以下のとおりとする。

(1) 認定の判断基準

新たな農業部門若しくは加工の事業の開始又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産・販売方式の導入については、別記1を参考に地域の実状に応じて適切に判断するものとする。

(2) 投資額

農業者等の多様な取組を支援しつつ、投資が過剰なものとならないよう投資効率、資金借受者の経営収支状況に留意するものとし、特に次の点に配慮するものとする。

また、農業改良措置を支援するための措置を実施する認定中小企業者についても、農業者等と同様、次の点に配慮するものとする。

(ア) 貸付けの対象となる施設、機械等の規模、構造等については、地域の実態に即し、かつ農業者等の自主性と創意工夫が生かされるよう十分配慮するものとする。

なお、貸付けの対象となる事業費（以下「貸付対象事業費」という。）は、当該地域及び事業の実情に即した現地実行価格により算定するものとする。

(イ) 貸付対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進するものとし、この場合においては、当該直営施行に係る人力施行に要する経費を貸付対象事業費とすることができるものとする。

ただし、現金支出額を超えて貸し付けることはできないものとする。また、直営施行に係る資材の購入費のみを貸付対象事業費とすることができるものとする。

(ウ) 貸付けの対象となる施設、機械等は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し、必要があると認める場合は、古品若しくは古材の利用に係る事業又は増築、併設若しくは合体の事業を貸付けの対象とするものとする。

(3) 貸付資格の認定方法

基本要綱第2の1の認定は、農業改良資金の貸付資格を認定するものであることから、事務の合理化の観点から、改めて認定書を交付する等の措置をとらなくても貸付

の決定をもって認定に充てることができるものとする。

(4) 事業の実施期間

本資金による事業は、事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付決定後速やかに着手し、貸付金の交付後3か月以内（但し、3か月以内に事業を完了することが困難な資金（研修、家畜の育成等）については、あらかじめ経営改善資金計画書に事業を完了するのに必要な期間を記載するとともに、必要に応じて6か月ごとに事業期間を区切って借受け申請を行うこと等の措置や事業期間が複数年にわたる場合については年次ごとに別記3の第8の1の(1)に規定する事業の実施報告を徴収する等の措置を講ずることができるものとする。）に完了することとする。

また、交付された貸付金は、特別な理由がある場合を除き、事業完了後速やかに使用することとする。

なお、事業着手後災害等やむを得ない事情により、所定の期間内に事業を完了することが困難な事態が生じた場合は、知事の承認を受けてこれを延長することができるものとする。

第2 都道府県の事務委託契約書例

基本要綱第5の2の(1)の経営局長が別に定める委託契約書例は別記2のとおりとする。

第3 都道府県の農業改良資金貸付規程例

基本要綱第8の1の経営局長が別に定める参考例は別記3のとおりとする。

第4 基本要綱第3の6の経営局長が別に定める様式は、別記様式第1号のとおりとする。

第5 制度の適正な運営について

1 都道府県は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、普及指導センターにおける技術的、経営的な普及指導、農地保有合理化法人又は農業委員会における経営規模拡大のための農用地の権利移動等に関する指導、融資機関における借受者の経済的状态、投資能力等の把握等関係機関又は団体がその役割に応じた機能を十分に発揮できるよう指導確認体制の確立に努めるものとする。

2 都道府県は、農業改良資金制度の適正な運営を図るため、毎年度期日を定めて、別記様式第2号により、前年度分の貸付事業についての実績調査を行うものとする。

別記 1

I 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

II 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わせられた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組み合わせ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者が既に所有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組み合わせを総合的に判断しなければならない。

2 当該地域における当該農畜産物生産等の生産方式の改善に著しく寄与するものであって、当該地域への普及が期待できるものであること。

3 導入する技術・生産方式については以下に例示しているが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実状に応じて適切に判断するものとする。

(バイテク)

○有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善)

○農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入する場合

(生産組織)

○農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

- 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- 水田における稲の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合
- 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ及び栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合
- 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

(環境保全型農業)

- 化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(畑 作)

- 畑地における作物の種類の商品組合せ及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合
- 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 畑地における作物の種若しくは植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(果 樹)

- 栽培する果樹の品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する

場合

- 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(野菜)

- 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 野菜のは種若しくは植付けから収穫若しくは調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(花き)

- 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 花きの生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 花きのは種若しくは植付けから収穫若しくは調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(畜産)

- 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の飼養規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や附加価値を高める農畜産物の加工の技術であって、都道府県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

- Ⅲ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想を活かした取組が促進されるよう留意するものとする。

農業改良資金事務委託契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）は、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第3条の貸付の事業に係る事務を〇〇県（都道府）信用農業協同組合連合会（以下「乙」という。）及び別記の農業協同組合（「以下「丙」と総称する。）に委託するにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）第5条に掲げる事務を委託する。

2 乙は、前項の事務の一部を自己の責任において丙に取り扱わせることができる。

3 甲は、農業改良資金の貸付の事業に係る公金の収納および支払の事務について丙に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項および第165条の3第1項の規定による私人委託を行なうものとする。

4 乙および丙は、農業改良資金助成法、農業改良資金助成法施行令、農業改良資金助成法施行規則（昭和39年農林省令第19号）、〇〇県（都道府）農業改良資金貸付規程、本契約書、〇〇県（都道府）会計規則および甲の指示するところにより前3項の事務を処理するものとする。

第2条 甲は、貸付金をその指定代理金融機関である乙を通じて丙に交付し、丙は、これを借受者に交付するものとする。

2 丙は、貸付金の交付に際して当該貸付金の全部又は一部を借受者の意思に反して貯金、仮受金等として留保してはならない。ただし、貸付金が貸付の目的以外に使用されることを阻止しようとするため特に必要がある場合はこの限りではない。

第3条 丙は、借受者から徴収した償還金（一時償還金、違約金を含む。）を甲の指定代理金融機関である乙を通じて甲に払い込むものとする。

2 乙は、借受者ごとの貸付額、償還時期、償還金額を明らかにする帳簿を作成するものとする。

3 甲は、必要に応じて乙に対し前項の帳簿の閲覧を要求することができる。

第4条 甲は、毎年度乙及び丙に対し委託手数料を支払うものとし、その合計額は次の計算により算出した金額の合計とする。

(1) 当該年度内に支払を行なった貸付金の累計額の0.81%に相当する金額

(2) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.405%に相当する金額

(3) 上記の金額に消費税および地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

2 延滞（一時償還の請求をなし、弁済のないものを含む。）中の貸付金であって、償還期日到来6カ月を経過したものについてその延滞額（違約金を含む。）の一部又は全部につき払込みがあったときは、甲は、乙及び丙に延滞取立奨励金を支払うものとし、その合計額は、その支払額に対し3%を乗じて得た金額と当該金額に消費税および地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。

3 甲は、前2項の委託手数料等を、いずれも乙の請求により、第1項の委託手数料にあっては翌年度4月30日までに、第2項の延滞取立奨励金にあっては毎四半期ごとにその終期から30日以内に一括して乙に支払うものとする。

4 乙は、前項の規程により受領した金額の一部を丙に支払うものとする。

5 甲は、その責に帰すべき事由により、第1項及び第2項の委託手数料等を第3項の期限に遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について年10.75%の割合をもって計算した過怠金を乙に支払うものとする。

第5条 この契約により受託業務を行なうために要する経費は、乙及び丙の負担とする。
ただし、甲が特別の費用と認めるときは、その全部又は一部を甲が負担するものとする。
2 乙及び丙は、調査料その他、いかなる名義をもってするのであっても費用を借受者から徴収してはならない。

第6条 乙及び丙は、甲の指示に従い貸付金に係る債権の管理及び保全につき常時注意するものとする。
2 乙は、前項の場合において貸付金の一時償還、担保物件の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を借受者に対して要求すべきものと認めるときは、その旨を甲に申し出るものとする。
3 乙は、借受者の償還金が償還期限を30日過ぎて、なお償還されないときは借受者ごとにその事情を審査し、甲に報告するものとする。
4 乙は、その他債権の保全上必要があると認めるときは、甲の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

第7条 乙は、甲の定める様式により毎月末ごとに当月の貸付状況、償還状況、貸付残高及び延滞等の状況を明らかにした報告書を作成し、翌月〇日までに甲に提出するものとする。
2 甲は、前項の事項又は時期以外にあっても必要がある場合には乙及び丙から報告を徴することができる。
3 甲は、必要があると認めるときは、いつでも受託業務の処理状況を監査することができる。

第8条 乙及び丙は、善良な管理者の注意業務を怠ったことにより甲に損害を与えたときは賠償の責に任じなければならない。

第9条 乙は、丙と本契約書に定める事項その他委託業務の実施に必要な事項について契約を結ぶものとする。

第10条 この契約の事務委託期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日とする。
2 甲、乙又は丙が解約の申込みを行なう場合は3カ月前にこれをしなければならない。

第11条 前条の規定によりこの契約が解除された場合において甲、乙および丙は、その残務が終了するまでは、この契約の責に任じなければならない。

第12条 甲、乙及び丙の三者協議のうえこの契約を変更することができる。

第13条 この契約の条項若しくはこの契約による指示について疑義が生じた場合若しくはこの契約に定めのない事態が発生した場合の措置については、その都度、甲、乙及び丙のうちの関係当事者が協議して決定するものとする。

〇〇 年 月 日

甲 住所 × × × ×
○○県（都道府）知事 ○ ○ 印

乙 住所 × × × ×
○○県（都道府）信用農業協同組合連合会
代表者 ○ ○ 印

丙 住所 × × × ×
○○農業協同組合
代表者 ○ ○ 印

(注) 本契約書例は、都道府県信用農業協同組合連合会に対し農業改良資金助成法施行令第5条に掲げる事務を委託し、かつ、別記の農業協同組合に対し、地方自治法施行令第158条第1項および第168条の3第1項の規定により農業改良資金の貸付の事業に係る公金の収納および支払の事務を委託する場合のためのものである。

都道府県農業改良資金貸付規程例

第1 趣旨

都道府県（以下「県」という。）は、農業改良資金助成法（以下「法」という。）、同法施行令（以下「令」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）、農業改良資金貸付規則、農業経営改善関係資金基本要綱（以下「資金基本要綱」という。）、及び農業改良資金制度運用基本要綱（以下「基本要綱」という。）に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより法に定める農業者等（以下「農業者等」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者に対して農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付に必要な資金を含む。）を貸し付ける。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

(1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第7条第2項、規則第2条で定めるところであり、資金基本要綱第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、当該計画書により、貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 中小企業者が作成する計画

農商工等連携促進法第11条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、同項に基づき農業改良資金を借り受けるに当たっては、同法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）及び別に定める貸付申請書により貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

都道府県知事（以下「知事」という。）は、農業改良措置の内容が次に定めるいずれかの要件を満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第11条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（基本要綱別添参照）

なお、当該認定に当たっては別記1によるものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定農商工等連携事業計画の中に、農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置が含まれている場合には、認定中小企業者の実施する当該措置を農業改良措置とみなし、農業改良資金の貸付けを行うことができる。

なお、認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等の実施する農業改良措置を支援するための措置であることから、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別に関わらないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。

なお、「連携先の農業者等」が農業経営を行わない団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合の出資する子会社等）である場合には、その団体の直接又は間接の構成員である農業者で認定農商工等連携事業を実施する者をいう。（以下同じ。）

イ 中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得

中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下「農畜産物等」という。第4において同じ。）を相当程度取り扱うことにより、当該農業者等の農業改良措置を支援する効果を有する加工施設の改良、造成又は取得をすることをいう。

この相当程度の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けること
- ② ①の引受けについて、中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続すること
のいずれも満たさなければならない。
- ③ なお、中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみ

では商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「調達割合」という。）は少なくとも概ね50%を超えること

- ④ 以上の①から③までの要件を満たさない場合において、法第9条第1項の貸付金の目的外使用に該当するときは、同項の規定に基づき、一時償還を請求することがある。

ウ 中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得のことをいう。

この相当程度の要件については、上記イの①から④までの規定を準用する。ただし、③において「生産等」とあるのは「販売」と読み替える。

第3 農業者及びその組織する団体に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者又はその組織する団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）

イ 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する者であつて、経営開始後5年以内であり、かつ、認定後10年以内の者に限る。）

ウ 次のいずれかの農業経営の経営主（当該農業経営全体の主宰権を有する者）

(ア) 次の要件のすべてを満たす主業農業経営の経営者

a 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること。

b 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者である構成員）がいること。

c 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあると認められること。

d 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

(イ) 次の要件を満たす主業農業経営に準ずる経営の経営主

(ア)のb、c及びdの要件に加え、農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、1,000万円以上）であること。

エ アからウまでの経営（家族経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において

(ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること

(イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たすものに限る。）

（なお、貸付限度額の適用については、アからウまでの者とは別枠の貸付限度額とする。）

オ 法人格を有しない任意団体で次の要件のすべてを満たすもの（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(エ)を除く。以下「集落営農組織」という。）

(ア) 当該任意団体が、次のaに定める事項について、bに定める基準に従った規約を有していること。

a 事項

① 団体の目的

② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

④ 代表者及び代表権の範囲

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収方法

b 基準

① 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

② 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

③ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

④ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(イ) 一元的に経理を行っていること。

(ウ) 原則として5年以内に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。

(エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

(オ) 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者）が農業経営基盤強化促進法第6条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

カ 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営、作業受託組織等）のうち、アからエまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、オの(ア)に定める規約を有しているもの

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）

第5条第1項の認定農業者（以下「エコファーマー」という。）（同法第5条第2項の認定導入計画（以下「導入計画」という。）に従って同法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式（以下「持続性の高い農業生産方式」という。）を導入する場合に限る。）

(3) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）

2 貸付金の限度額

貸付金の限度額は次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

農業者	1, 800万円
法人又は農業者の組織する団体	5, 000万円

3 貸付金の償還期間及び据置期間

(1) 償還期間は10年以内、据置期間は3年以内とする。ただし、下表の左に掲げる場合にあつては、それぞれ右に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間（据置期間）
農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）（以下「令」という。）第2条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）第1項に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第23条に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動	

の促進に関する法律（平成20年法律第38号） 第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内

- (2) 償還期間（据置期間を含む。）を定めるに当たっては、借入希望者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。
- (3) 償還方法は、均等割賦償還とする。
- (4) 償還期日は、事務の合理化の観点から、○月○日、○月○日・・・とする。

4 農業改良資金の内容

法第7条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とし、農畜産物の新たな生産方式等の場合ごとの経費は別記1によるものとする。ただし、(8)については、認定農業者又は集落営農組織のみを、(9)及び(10)については、認定農業者のみを、(11)のアについては、認定農業者、集落営農組織又はエコファーマーのみを対象とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、
ア 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、

肥料代、燃料費等)、雇用労賃、機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限るものとする。)に充てるのに必要な資金
イ 農作業を受託する場合に必要な資金(農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領(平成19年3月30日付け18経営第7333号農林水産事務次官依命通知)に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。ただし、当該事業は平成19年度限りであるため、新規の貸付けは平成19年度までとなる。)

第4 中小企業者に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

- (1) 農業改良措置を支援するための措置を実施する認定中小企業者とする。ただし、認定農商工等連携事業計画の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合においては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農商工等連携事業として、連携先の農業者等の実施する農業改良措置を支援する場合には、当該構成員である中小企業者も貸付対象者として認められる。
- (2) 次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
- ア 金融保険業を営む場合
 - イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
 - ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合
 - エ 許認可及び登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

2 貸付金の限度額

貸付金の限度額は次のとおりとする。

認定中小企業者(個人)	1,800万円
認定中小企業者(団体)	5,000万円

3 貸付金の償還期間及び据置期間

償還期間は12年以内、据置期間は5年以内とする。

4 農業改良資金の内容

認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等の実施する農業改良措置を支援するための措置であることから、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる措置についての貸付けである。

(1) 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、中小企業者が連携先の農業者等に代わ

って、当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別に関わらないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。

(2) 中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得

中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物等を相当程度取り扱うことにより、当該農業者等の農業改良措置を支援する効果を有する加工施設の改良、造成又は取得をすることをいう。

この相当程度の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けること
- ② ①の引受けについて、中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続すること
のいずれも満たさなければならない。
- ③ なお、中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める、連携先の農業者等からの調達割合は少なくとも概ね50%を超えること
- ④ 以上の①から③までの要件を満たさない場合において、法第9条第1項の貸付金の目的外使用に該当するときは、同項の規定に基づき、一時償還を請求することがある。

(3) 中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得のことをいう。

この相当程度の要件については、上記(2)の①から④までの規定を準用する。ただし、③において「生産等」とあるのは「販売」と読み替える。

第5 農業者及びその組織する団体に対する貸付け等の手続き

1 法第3条第1項に基づく貸付け（直貸方式）

(1) 借入希望者の手続き

ア 借入希望者は、農業改良資金で直貸方式を希望するときは、資金基本要綱で定める窓口機関若しくは県に借入申込希望書及び経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙1、別紙2、以下「申請書」という。）を提出するものとし、窓口機関が受理したときは申請書を普及指導センターに送付するものとする。

イ 普及指導センターは、申請書の内容を検討し、農業改良資金の貸付けが妥当と判断される場合は、窓口機関を通じて貸付けの可否を通知するものとする。

ウ 資金の借入を希望する集落営農組織が貸付けの可否の通知を受けるまでの手

続きは、資金基本要綱に定めるとおりとする。

(2) 借入申込者の手続き

ア 借入申込者は、県に直接若しくは農業協同組合又は農業協同組合連合会を経由して、借入申込書、経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙6、別紙2）を提出するものとする。

イ アの申込を受理した機関は、農業改良資金電算入力票（参考様式第1号）を作成添付し知事に送付するものとする。

ウ 知事は、上記の提出を受けたときは、速やかに審査し、貸付けを行うことが適当であると認めた場合には、農業改良資金貸付決定通知書（参考様式第2号）を借入申込者に直接若しくは農業協同組合又は農業協同組合連合会を経由して交付するものとする。

また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を借入申込者に通知するものとする。

エ 借入申込者は、農業改良資金貸付決定通知書を受け取ったときは、農業改良資金借用証書（参考様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(3) 基本要綱第3の6のただし書の借入申込者については、(1)及び(2)の規定にかかわらず、別記様式第1号の申請書及び事業計画書を県が業務委託している農業協同組合等を経由して県に提出して行うものとする。

(4) 担保又は保証人

ア 借入申込者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなくてはならない。

イ 上記の担保は、資金により導入した機械、施設を優先するものとする。

ウ 借入申込者が農業者の組織する団体である場合は、その構成員のうち当該借入によって受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

エ 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、借受者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

2 法第3条第2項に基づく貸付け（転貸方式）

(1) 融資機関の農業者等への貸付け

ア 借入希望者の手続き

農業改良資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）が、貸付けの可否の通知を受けるまでの手続きは、資金基本要綱に定めるとおりとする。

イ 借入申込者の手続き

(ア) 融資機関は、貸付けの可否の通知により農業改良資金の借入が妥当と認められた者（以下「借入申込者」という。）から資金基本要綱で定める借入申込書の提出を受けたときは、知事に農業改良資金県貸付金貸付申請書（参考様式第4号）、農業改良資金借受者電算入力票（参考様式第1号）に借入申込書並びに経営改善資金計画書（資金基本要綱別紙6、別紙2）の写しを添えて提出するものとする。

- (イ) 融資機関は、知事から農業改良資金県貸付金貸付決定通知書（参考様式第5号）の交付を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し農業改良資金借受者貸付決定通知書（参考様式第6号）を交付するものとする。
- (ウ) 融資機関は、農業改良資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を、農業改良資金借受者借用証書（参考様式第7号）により行うものとする。この場合、融資機関は借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- (エ) 融資機関は、農業改良資金県貸付金の交付を受けた後、速やかに農業改良資金の貸付けを行うものとする。

ウ 基本要綱第3の6のただし書の借入申込者については、ア及びイの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (ア) 借入申込者は、別記様式第1号の申請書、事業計画書及び農業信用基金協会あての債務保証委託申込書を融資機関に提出する。
- (イ) 融資機関は、内容を審査の上、これを県へ提出するとともに、債務保証委託申込書に意見書を添付し、農業信用基金協会へ送付する。
- (ウ) 農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、当該融資機関を通じて借入申込者にその旨を通知する。
また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。
- (エ) 融資機関は、知事から農業改良資金県貸付金貸付決定通知書（参考様式第5号）の交付を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し農業改良資金借受者貸付決定通知書（参考様式第6号）を交付するものとする。
- (オ) 融資機関は、農業改良資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を、農業改良資金借受者借用証書（参考様式第7号）により行うものとする。この場合には、融資機関は借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
また、融資機関は、農業信用基金協会に対し、貸付契約を締結した旨を通知するとともに、県に対し、債務保証書を受理した旨を通知するものとする。
- (カ) 融資機関は、農業改良資金県貸付金の交付を受けた後、速やかに農業改良資金の貸付けを行うものとする。
ただし、(ア) から (カ) までにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

エ 債権保全措置

融資機関は、資金基本要綱第3の3により債権を保全するものとする。

また、農業信用基金協会が行う債務保証の取り扱いについては、資金基本要綱及びこの規程に定めるもののほか、同協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるものとする。

ただし、基本要綱第3の6のただし書の借入申込者に対する貸付けにおいて、債務保証を受ける場合においては、農業信用基金協会の業務方法書、融資機関と同協会との間の債務保証契約書等に定めるところによるものとする。

(2) 県の融資機関への貸付け

ア 県の融資機関への貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件

県は、農業改良資金の貸付けを受ける融資機関との貸付契約を、農業改良資金転貸契約書（例）（参考様式8号）により行うことができる。

なお、当該転貸契約書の貸付条件は、県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法、償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として農業者等に貸付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件を基本とする。

イ 貸付け等

(ア) 知事は、都道府県農業改良資金貸付規程例 第5の2の(1)のイの(ア)の農業改良資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、都道府県農業改良資金貸付規程例 第5の2の(1)のイの(イ)の農業改良資金県貸付金貸付決定通知書を交付するものとする。

(イ) 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に農業改良資金県貸付金支払請求書（参考様式第9号）を提出するものとする。

(ウ) 県貸付金の交付は、上記に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、農業改良資金県貸付金借用証書（参考様式第10号）を知事に提出するものとする。

ウ 指示

融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(ア) 農業改良資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(イ) 農業改良資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

エ 帳簿書類等の調査

融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

3 融資機関

法第3条の規定に基づく、県及び融資機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫）とする。

第6 中小企業者に対する貸付等の手続き

1 法第3条第1項に基づく貸付け（直貸方式）

(1) 借入申込の手続き

ア 農業改良資金の借入を希望する認定中小企業者（以下「借入希望認定中小企業者」という。）は、農業改良資金で直貸方式を希望するときは、県又は普及指導センターに、貸付申請書（参考様式第11号及び参考様式第12号）及び認定農商工等連携事業計画書（写）、農業改良資金電算入力票（参考様式第1号）（以下「申請書」という。）を作成し提出する。

イ 知事は、上記の提出を受けたときは、速やかに審査し、貸付けを行うことが適当であると認めた場合には、農業改良資金貸付決定通知書（参考様式第2号）を借入希望認定中小企業者に直接交付する。

また、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を借入希望認定中小企業者に通知する。

なお、審査にあたっては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成19年3月30日付け18経営第7834号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の構成員に、中小企業の経営状況等に一定の知見を有する市町村産業部（課）や信用保証協会のほか、必要に応じ中小企業診断士等を加えることができることとする。

ウ 借入希望認定中小企業者は、農業改良資金貸付決定通知書を受け取ったときは、農業改良資金借用証書（参考様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(2) 担保又は保証人

ア 借入希望認定中小企業者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなくてはならない。

イ 上記の担保は、資金により導入した機械、施設を優先するものとする。

ウ 借入希望認定中小企業者が団体である場合は、その構成員のうち当該借入によって受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

エ 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、借受者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

2 法第3条第2項に基づく貸付け（転貸方式）

(1) 融資機関の中小企業者への貸付け

ア 借入希望認定中小企業者は、融資機関の定める申請書により農業改良資金の貸付申請を行うことができる。

なお、申請に際しては、認定農商工等連携事業計画書（写）を添付するものとする。

イ 融資機関は、提出のあった認定農商工等連携事業計画書（写）の内容及び確認に関して、認定した地方農政局等に照会することができるものとする。

ウ 融資機関は、提出された書類が基本要綱に定める基準に適合しているか否かと認められる場合に限り、審査を行うとともに、借入希望認定中小企業者に貸

付けの可否を通知する。

エ 融資機関は、県から農業改良資金県貸付金の交付を受けた後、貸付けを決定した認定中小企業者に対して、速やかに農業改良資金の貸付けを行うものとする。

オ 債権保全措置

融資機関は、資金基本要綱第3で定める農業者における債権保全の考え方を参考として、適切な措置を行うものとする。

(2) 県の融資機関への貸付け

ア 県の融資機関への貸付金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件

県は、農業改良資金の貸付けを受ける融資機関との貸付契約を、農業改良資金転貸契約書（例）（参考様式8号）により行うことができる。

なお、県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法、償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として借入希望認定中小企業者に貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件を基本とする。

イ 貸付け等

(ア) 融資機関は、都道府県農業改良資金貸付規程例 第6の2の(1)のウの貸付けを可としたときは、知事に農業改良資金県貸付金貸付申請書（参考様式第4号）を提出するものとする。

(イ) 知事は、(ア)の提出を受けたときは、申請書の不備等を確認し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、農業改良資金県貸付金貸付決定通知書（参考様式第5号）を交付するものとする。

(ウ) 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に農業改良資金県貸付金支払請求書（参考様式第9号）を提出するものとする。

(エ) 県貸付金の交付は、上記に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、農業改良資金県貸付金借用証書（参考様式第10号）を知事に提出するものとする。

なお、農業改良資金電算入力票（参考様式第1号）の作成は県が行う。

ウ 指示

融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(ア) 農業改良資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(イ) 農業改良資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

エ 帳簿書類等の調査

融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない

い。

3 融資機関

法第3条の規定に基づく、県及び融資機関（銀行、信用金庫及び信用協同組合等）とする。

第7 事務の委託

県は、法第13条に基づき貸付けに係る事務（貸付けの決定、一時償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を、〇〇農業協同組合、〇〇県信用農業協同組合連合会に委託することができるものとする。

第8 事業の実施以後の措置

1 事業の実施報告

- (1) 借受者は、事業完了後30日以内に、農業改良資金事業実施報告書（参考様式第13号）を貸付けの決定を通知した機関（融資機関又は知事をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。なお、共同で貸付けを受けた場合には、当該報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

また、融資機関が、当該報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに、知事に対し農業改良資金県貸付金事業実施報告書（参考様式第14号）を普及指導センターを経由して提出するものとする。

- (2) 上記の報告が、貸付けの目的に適合していないと知事が認めて、必要な指示をした場合は、借受者若しくは融資機関はその指示に従わなければならない。

2 事業計画の変更

借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、経営改善資金計画書に記載された計画内容であつてかつ貸付決定額を超えない場合に限り、事業計画の変更を行うことができるものとし、貸付決定機関に、農業改良資金事業計画変更書（参考様式第15号）を提出するものとする。

なお、融資機関が、当該報告書を受領したときは、速やかに知事に送付するものとする。

3 償還方法の変更

- (1) 借受者は、農業改良資金の償還方法を変更しようとする場合（都道府県農業改良資金貸付規程例 第8の4、5及び7を除く。）には、貸付決定機関に農業改良資金償還方法変更申請書（参考様式第16号）を提出するものとする。

- (2) 融資機関が、当該申請書を受領したときは、速やかに、知事に対し農業改良資金県貸付金償還方法変更申請書（参考様式第17号）を提出し、知事はその内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、融資機関に、農業改良資金県貸付金償還方法変更承認通知書（参考様式第18号）を交付し、融資機関は、農業改良資金償還方法変更承認通知書（参考様式第19号）により借受者に通知するものとする。

- (3) 知事が(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、農業改良資金償還方法変更承認通知書（参考様式第19号）により借受者に通知するものとする。

4 繰上償還

- (1) 借受者は、農業改良資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に農業改良資金繰上償還申請書（参考様式第20号）を提出するものとする。融資機関が当該申請書を受理した場合は、その写しを知事に送付するものとする。

また、繰上償還を行う場合の償還日は、事務合理化の観点から、〇月〇日、〇月〇日・・・とし、繰上償還の申請はその償還の日から起算して〇〇日前までに行うものとする。

但し、次のア又はイに掲げる場合には、融資機関は、農業改良資金に係る償還金又は一時償還金の受領後、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に農業改良資金県貸付金繰上償還通知書（参考様式第21号）を提出するものとする。

ア 借受者が事業計画の変更その他の事由により事業費が減少し、借受けた農業改良資金に余剰が生じたことにより繰上償還を行い、融資機関が当該繰上償還に係る償還金を受領したとき。

イ 一時償還金を受領したとき。

- (2) 貸付決定機関が、借受者の繰上償還を認めたときは、農業改良資金借受者繰上償還承認通知書（参考様式第22号）を借受者に交付する。

5 一時償還

- (1) 貸付決定機関は、借受者が、次の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求することができるものとする。

また、融資機関は、一時償還により償還金を受領した場合には、速やかに、知事に県貸付金の繰上償還を行うものとする。

ア 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

イ 償還金の支払いを怠ったとき。

ウ 上記に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

- (2) 知事は、融資機関が、次に掲げる一に該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して一時償還を請求することができるものとする。

ア 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

イ 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（ただし、借受者による農業改良資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

ウ 上記に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

6 違約金

- (1) 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。
- (2) 借受者から徴収した違約金の納付義務
融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、知事に納付するものとする。但し、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を知事に納付する必要はない。
また、借受者が無資力その他の事由により、融資機関が徴収できなかったものについては、知事は融資機関に対し請求しないものとする。
- (3) 知事は、融資機関が、支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。但し、償還金に関し、借受者による償還金が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

7 支払の猶予

- (1) 貸付決定機関は、借受者が法第10条に規定する事由により、償還金の支払いが困難であると認められるときは、その支払いを猶予することができるものとする。この場合、支払の猶予を申請しようとする者は、農業改良資金支払猶予申請書（参考様式第23号）に知事が指定する証明書を添え、償還期限（分割払いの場合各支払期日を含む。）の〇〇日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。
- (2) 融資機関が当該申請書を受領したときは、速やかに、知事に対し県貸付金に係る農業改良資金県貸付金支払猶予申請書（参考様式第24号）を提出し、知事は、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、融資機関に農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（参考様式第25号）を交付し、融資機関は農業改良資金支払猶予決定通知書（参考様式第26号）により申請者に通知するものとする。
- (3) 知事が(1)の申請書を受領したときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、農業改良資金支払猶予決定通知書（参考様式第26号）により申請者に通知するものとする。

- (4) 知事が支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を(2)及び(3)に準じて申請者に通知するものとする。この場合、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定をしたときにおいても法第11条の違約金を徴収するものとする。